

随意契約理由書

案件名：砂川厚生福祉センターいぶき棟居室壁面工事

標記業務は昨年度に居室にて発生した事故に端を発す工事（「大阪府立砂川厚生福祉センター死亡事故検証会議の報告書について（別添）」にて、再発防止策に取り組む方針を示したうちのの一つ）である。再発防止策の項目で「自傷行為に対応できる施設設備の改修」があり、重症化リスクの高い頭部自傷にも対応できる素材で、その安全性がデータ検証済み（HIC 値が算出されている）素材を前提とした居室改修を検討した。

多くの素材を検討したが、HIC 値データがある素材かつ強度行動障がいの強い利用者の行動に対応できる素材は、事故を受けて昨年度も緊急で居室床改修を実施した際に、業務依頼をした MagicShields 株式会社を取り扱う資材である「ころやわ」しか確認ができなかった。「ころやわ」は既に1居室の床に設置している素材であり、その効果も既に検証できている。また、万が一、今後に事故が発生したときには居室の安全検証が必要になることが想定されるため、居室に用いる素材を統一する必要もある。

こうした事情を勘案し、業務を打診したところ、居室壁改修の施工方法が十分には確立できておらず素材を開発した同社でしか対応できないと回答を得た。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき株式会社 MagicShields と随意契約を締結する。

【関係法令】

◆ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、府が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの をするとき。

（参考）大阪府随意契約ガイドライン一部抜粋

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。

～

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と 契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能 又は著しく困難な場合である。

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」の一般事例

【共通】（ア）特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる必要がある工事・業務